

別紙 1

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金所要額調書

医療機関の名称： 医療法人〇〇会〇〇〇病院

医療保護入院届は、精神保健福祉法第33条第1項又は第2項に規定する入院に係るものに限ります。

報告書等の件数については、「報告書等作成件数調書」の件数を記載

作成見込件数	対象経費の 支出予定額 B	寄付金 その他 収入予定額 C	差引額 (B-C) D	補助基準額 (A×1500円) E	補助基本額 (DとEを比較 して低い方) F	補助所要額 (F×補助率 10/10) G
医療保護入院届 120 件	2,100,000	0	2,100,000	564,000	564,000	564,000
医療保護入院者 入院期間更新届 244 件						
措置入院者 定期病状報告書 12 件						
合計 376 件 A						

※千葉県長・他県知事等に提出した報告書は対象外です。

令和6年度1ヵ年分を記入してください。
※報告書等作成件数調書の合計件数と一致すること。

支出予定額の積算は、
1. 医療保護入院届・更新届・定期病状報告書と同程度の内容の診断書等を作成する場合に必要な費用から積算
2. 医療保護入院届・更新届・定期病状報告書の作成に要する標準的な時間及び医師の person 費から積算等の方法により積算してください。